

賠償協議会改組並びに運営調整要領

(昭二二、六二六)
（株）本生産局、終連賠償部

改組要領
（株）賠償協議会は、中央賠償協議会、地方賠償協議会及都府縣賠償協議会とし、いずれも經濟安定本部に、地方賠償協議会は各地方經濟安定事務局ごとに、都府縣賠償協議会は附表所屬の都府縣に置くこと
（1）中央賠償協議会は經濟安定本部に、地方賠償協議会は各地方經濟安定事務局ごとに、都府縣賠償協議会は附表所屬の都府縣に置くこと
（2）各賠償協議会は会長、副会長、委員及び幹事をもつて組織すること
（3）各賠償協議会には幹事の外幹事長及び幹事補佐を置くことが出来ること
（4）各賠償協議会の会長、副会長、委員及び幹事並びに中央賠償協議会の幹事長及び幹事補佐は左の通りとする
（5）のとし各賠償協議会長よりこれを命じ又は委嘱すること
（6）一、中央賠償協議会
（7）（株）經濟本部主務官長
（8）副長官連賠償部長

裏面白紙

△30

二、地方賠償協議会

三、都府縣賠償協議會
知各都府縣事務

安地方經濟長

(1) (2) (3) (4) (5)
は方と連当粉副各賠北北事地次終
出事す給該部知都賠海海務方長連
張涉る但都長事府助道道局終主務
所局終當府又縣談地知長連
長長連區縣は主会方事人
又地域を主務
終賠民東
連賠協越
賠償部會方
長は

裏面白紙

431

(四) 委員及び幹事は左に掲ぐるものとし、各賠償協議会長よりこれを命じ又は委嘱すること

一 中央賠償協議会

幹事
委員
幹事
部長

二 地方賠償協議会

幹事
部長

裏面白紙

432

- 三都府縣賠償協議会
(1) 当該都府縣關係部長 (2) 地方經濟安定局
(3) 主務課長 (4) 同該都道府縣關係課長
(5) 同該都道府縣管轄財務局
(6) 補助財務局國有財產部長
(7) 同地方工商關係部長
(8) 同稅關關係課長
(9) 同支那署長
(10) 同鐵道局關係課長及出張所長
(11) 同鐵道局關係課長、自動車監理部長
(12) 同海運所長、自動車監理部長
(13) 同海運局關係課長
(14) 同海運局關係課長
(15) 同海運局關係課長
(16) 同海運局關係課長
(17) 鐵道局關係部長
(18) 同海運局關係課長
(19) 同海運局關係課長
(20) 民間委員會
(21) 民間幹事會
(22) 中央賠償協議會に幹事補佐を置く場合に於ける關係課長及び事務官の中から會長がこれを命じ又は委嘱するたと。中央及び地方賠償協議会に関連する一切の事務を處理するた

内 (4) (4)に賠め
中に副當中務中より償各
業賠償委員會に於ける事務局
安又長長賠は賠と協議會に
定はるたを賠地當と協議會に
局長は地主も協議會に賠と終つ
方と終つ議經議す機会に
と終て會濟會に賠と調査局
連賠の安事この事務局を設
定局には經本生産局に、地方賠償協議會事
務局長は同場議會の幹事長たる終連賠
山部長又は終連地方事務局長をもつてこれ
職員の中所要のものは社本部員又は、地方
連ねることとする

裏面白紙

(1) 運
合各營
事務を議
整備は務を議
會要
領は領
會等、の第
委員会を建前と列記するが夫々の審議事項について審議打
(2) (3)
各集縣地央幹公廳合各營
中辦す賠方賠事務を議
賠償補償は務を議
會要
領は領
會等、の第
委員会を建前と列記するが夫々の審議事項について審議打
中連方賠
賠償の
事項
地
中央にと
おいて審議す
る事項は概ね左の通りなること
中連合國賠
賠償協議
國會
よりの指
示事項
中央にと
おいて決
定せら
れた基準に基
いて、地方的に協議
実施に關する各廳事務の総合調整及び推進に關す

（イ）一九六七年六月二日都事中連合國側よりの指示事項及び当該地方賠償協議会よりの連絡
撤去業者に於ける労務対策に関する事項（労務充足、作業の直接監督指導等に關する事項）
（ロ）賠償施設撤去作業協力会の指導に関する事項
（ハ）一九六七年六月二日都事中連合國側よりの指示事項及び当該地方賠償協議会よりの連絡
撤失當該都府縣に於ける労務対策に関する事項（労務充足、作業に關する随意契約の締結及び請負業者又は下請
業者との選定並びに關係都府縣間の事務処理に關し調整を要すべき事項）
（シ）一九六七年六月二日都事中連合國側よりの指示事項及び当該地方に於ける資材の需給調整に關する事項、
勞務対策にして關係地方内に調整を要する事項、
輸送に關する事項
（ス）賠償に關する融資に關する事項
（ウ）その他協議会の審議を経るを必要と認めたる事項
（エ）府縣賠償協議会

(6) (5) (4) 中同大
予局会そ各周たる中関業者の選定並びに右に關する地方協議会への意見提出に
算右長事の赔各賠償協議会の審議を経るを適當と認める事項
をに又務他務所長より、会長の名をもつて、關係各省に通報は
取関は局各務局長より、会長の名をもつて、關係各省に通報は
極し出長を含む運営規程を設けることとする
な前項に關し中央賠償協議会事務局長は當該地方各府縣知事に對しけ
め經央賠償協議会に關する議事の處理については別途前各号の外
安定協議会に通報局と會部に通報局と會部より中央反対する事務局長より
定本部に通報局と會部の副会長たる終連地方賠償協議会費、旅費
議會毎の所要經費

付表

一 東北地方
福島縣
宮城縣
都府縣

二 東海地方
石川縣
富山縣
三岐縣
愛知縣
三

四 昭二二六二
中國地方
岡山縣
廣島縣
山口縣

二 関東地方
新潟縣
長崎縣
埼玉縣
千葉縣
神奈川縣
東京縣
鴻野縣
馬玉縣
奈川縣
川信縣
越後縣

五 兵庫縣
大阪府
近畿地方
六 熊本縣
大分縣
福岡縣
長崎縣
九州地方

賠償業務の処理機構に関する件
（昭和二十六年六月一閣議決定）

賠償に関する連合國最高司令部との連絡及びその実施業務の運

一指管の賠償の一元化に關する連合國最高司令部との連絡及びその実施業務の運
営、中央機関連絡中央事務局總裁は連合國最高司令部に対する關係
に於て賠償事務を一元的に行掌することとし且つ賠償事務
に於て賠償事務を掌する各省業務の連絡調整をなすこと。
2、に於て賠償事務を掌する各省業務の連絡調整をなすこと。
3、に於て賠償事務を掌する各省業務の連絡調整をなすこと。
4、に於て賠償事務を掌する各省業務の連絡調整をなすこと。
二 地方の責仕に於て賠償處理課（重要地方には處理部）を設け地方長
官の地方幹事會に於て賠償處理課（重要地方には處理部）を設け
方の職務を執行する事と。又各省の外各省は各自の責任に於て賠償事務
の執行を負う事と。又各省は各自の責任に於て賠償事務の執行を負う事と。
三 地方の責仕に於て賠償處理課（重要地方には處理部）を設け地方長
官の地方幹事會に於て賠償處理課（重要地方には處理部）を設け
方の職務を執行する事と。又各省の外各省は各自の責任に於て賠償事務
の執行を負う事と。又各省は各自の責任に於て賠償事務の執行を負う事と。
四 地方の責仕に於て賠償處理課（重要地方には處理部）を設け地方長
官の地方幹事會に於て賠償處理課（重要地方には處理部）を設け
方の職務を執行する事と。又各省の外各省は各自の責任に於て賠償事務
の執行を負う事と。又各省は各自の責任に於て賠償事務の執行を負う事と。

三

業務の終了地も、終連地方事務局、地方商工局、財務局、海運局、鐵道局等は賠償実施業務に關し、全面的に地方長官に協力する等機関を各担当終連に運営するに當り、終連より本業務運営の概要は次の如くになる。業務に關するに當り、終連は賠償実施業務のそうち合的運営の衝に各担当省は終連絡事務局の定める基本的な政策及び計画の実現に自己の責任において所管実施業務の処理に協力して現場処理の責任を担当する。業務の下に各地方

別紙□

其後主之。是故其能以國家之任。

四五

元 縣間地と方 協に給前こ特月 様し係
第 布右端題方すと項と と官廳えの迅速なる連絡及びこれが徹底につき遺憾なきを期
ニ告諸領ににるて政方会つ緊の 都日項終較すること
項せ事協つむこ当事賠て番指道府縣廳議決定の方
以し項議いけると該務局の整備に当つては能う限り本年九
下ひの会てる略る處のわ賠償事務局の整備に當つては能う限り本年九
この理議そ事務の と行して地方における賠償事務關係官廳間の連
つづける事柄の 主要事項の決 定は実施に關する諸
いてわその概要を終戰連絡中央事務局

(3)

昭和二二四二八

賠償協議会の運営に関する件

行政中央、地方を通ずる司令部側の賠償実施委員會委員、幹事等の整備、地方の運営と並びに賠償実施段階の遅からず到來すべきが方

不取敢左記を能う限り速に軌道に乗り、この際現在まで準備を進めて来た賠償關係各省の人事異變を勘案しつゝ、この際現地に在る賠償實施事務管掌区分の整備

(1) 司中照令より中央部委員會に於ける賠償協議會委員、幹事等の發令、委嘱を能う限り速に行うこと

(2) 都道府縣長官よりの賠償協議會に於ける賠償實施事務管掌区分の整備

二 (1) に司中照令より中央部委員會に於ける賠償協議會委員、幹事等の發令、委嘱を能う限り速に行うこと

二 (2) 都道府縣長官よりの賠償協議會に於ける賠償實施事務管掌区分の整備

地質學

この場合地方賠償協議会の事務局長には地方賠償協議会の副会長たる終駿連絡地方事務局長を充てることとすること和二一、一二、一七關係各省打合決定事項「地方及び都道府賠償協議会組織及び運営要領」（別紙甲号）につき關議の了を取付けること（添附略）

裏面白紙

裏面白紙

本号によること
いては別途案を作成し速に關係方面と協議すること
本号による賠償協議会の運営に関する件に關連する予算掛置につ

裏面白紙

新乙号
地方制度改革に伴う地方賠償協議会の措置に関する件

昭二二、三、二八

ごび賠
に中央とす
る。別
地方法
度の改
革に伴
い地方
行政事
務局が
廃止さ
れた場
合の地
方軍政
部隊の
並方

措置指
局の地
位を連
続させ
る。地
方とし
ては、
賠償協
議会は
行政事
務局の
廢止後
に、地
方行政
事務局
の所長
は、當
分空

措置指
局の地
位を連
続させ
る。地
方とし
ては、
賠償協
議会は
行政事
務局の
廢止後
に、地
方行政
事務局
の所長
は、當
分空